

郡川内水面振興協力金納付要領

(目的)

第1条 この要領は、郡川内水面振興協議会規約（以下「規約」という。）第9条の規定及び郡川内水面振興協議会採捕規程（以下「採捕規程」という。）第6条第1項の規定に基づき、採捕者の協力金の額及び納付の方法について定めるものとする。

(協力金の額)

第2条 協力金の額は次のとおりとする。ただし、採捕者が高校生以下のときは無料、肢体不自由のときは掲げる額の2分の1に相当する額とする。

ア 水産動物	1 日間	1 年間（採捕期間）
は や	5 0 0 円	3 , 0 0 0 円
ふ な		
こ い		
う な ぎ		

(協力金の納付)

第3条 協力金は、協議会事務局（大村市役所農林水産振興課）または、漁場監視員に納付するものとする。

(協力金の返還)

第4条 採捕者が採捕規程第9条の規定により水産動物の採捕の中止を命じられた場合、既に納付された協力金の返還は行わないものとする。

(附則)

1 この要領は、平成29年10月 1日から施行する。